日本クレーン協会長野支部教習センター 協催 (一社) **諏**訪労働基準協会 協催 各地区労働基準協会

### 「移動式クレーン定期自主検査者」養成のための安全教育の実施について

労働安全衛生法第 45 条では、移動式クレーン(つり上げ荷重が 0.5 トン以上のもの)を使用する事業者には「1 ヵ月以内ごと」及び「1 年以内ごと」に定期的に自主検査を実施しその記録を保存するよう義務付けておりますが、特に「1 年以内ごと」の自主検査(年次検査)は高度の知識と技能を要するため、検査者養成の安全教育を実施します。

また、上記の安全教育修了者が確実に定期自主検査を実施したことを示すために、ステッカーを貼ることを広く呼びかけております。

つきましては、下記により標題の安全教育を実施しますので、この機会に移動式クレーン定期自主検査(保 守点検、整備)の社内検査者を養成することにより、安全意識の醸成と経費節減にもお役立て下さい。

記

1. 実施機関 日本クレーン協会長野支部教習センター

2. 実施日時及び場所

(1) 日 時 2025年10月27日(月) 午前8:40分受付開始

午前9時開講 午後5時まで

(2)場 所 ポリテクセンター松本 松本市寿北7-17-1

3. 受講対象者 移動式クレーン自主検査を担当する者。18歳以上の者。

(今後、担当する者を含む)

4. 講師 日本クレーン協会長野支部専任講師

5. 修 了 証 受講者には修了証を交付します。

6. 受講料 13,580円 (消費税を含む)

教 材 費 2,420円 (消費税を含む)

計 16,000円 (消費税を含む)

(日本クレーン協会長野支部会員様は、教材費を500円割引致します)

7. 受講申込 受講申込書に写真 1 枚(縦 3 cm 横 2.4 cm 正面 脱帽 背景無地 6 ヶ月以内)を貼付し、10月10日までに(一社)諏訪労働基準協会(TEL0266-22-2032

FAX0266-22-2067) 又は各地区労働基準協会までお申込み下さい。

定員になりしだい締め切ります。

申込受付後の取消は、10月20日までとし、その後の取消及び当日欠席者には受講料は返金致しかねます。

8. 定 員 50名

9. その他 (1) 筆記用具を持参して下さい。

- (2) 昼食は各人で用意して下さい。
- (3) 写真は裏面糊付けで貼付して下さい。
- (4) CPDS をご利用の方は、日本クレーン協会長野支部で受講証明をいたします。申込み時にお申し出下さい。
- (5) 旧姓等の併記をご希望の方は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証等の証明書をご提出下さい。

【個人情報について】ご記入いただきました個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、 本講習以外の目的には使用いたしません。

## 移動式クレーン定期自主検査者安全教育実施要領

日本クレーン協会長野支部教習センター

集合8:55

R7.4.1

講習科目	範囲	講習時間				
移動式クレーンの上部 旋回体、下部走行体の 検査に関する知識	エンジン、動力伝達装置、操縦装置、旋回フレーム、締付け部等移動式クレーン上部旋回体各部の検査方法及び判定基準フレーム、クローラ部、駆動装置、ブレーキ、クラッチ、各締付け部等、クローラ、クレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準かじ取り装置、制動装置、走行装置、緩衝装置、動力伝達装置、各締付け部等、トラッククレーン及びホイールクレーン下部走行体各部の検査方法及び判定基準	9:00 ~ 11:00	2.0h			
アウトリガの検査に関する知識	アウトリガの検査方法及び判定基準	11:10 ~ 12:10	1.0h			
	昼休み	12:10 ~ 12:50				
移動式クレーンのフロ ントアタッチメントの 検査に関する知識	トラス構造ジブ及びボックス構造ジブの検査方法及び 判定基準 シーブ、フックブロック、ワイヤーロープ等の検査方 法及び判定基準 フロットアタッチメントの各締付け部の検査方法及び 判定基準	12:50 ~ 13:50	1.0h			
移動式クレーンの安全 装置の検査に関する知 識	移動式クレーンの各種安全装置の検査方法及び判定基 準 ・	13:50 ~ 14:50	1.0h			
移動式クレーンの荷重 試験の方法及び各部給 油一般の検査に関する 知識	つり上げ試験等、旋回行試験及び走行試験による移動 式クレーンの能力の検査方法及び判定基準 各部給油一般の検査方法及び判定基準	15:00 ~ 16:00	1.0h			
移動式クレーン定期自 主検査の意義 関係法令及び災害事例	定期自主検査の目的及び検査者の役割 労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 クレーン等安全規則 災害事例	16:00 ~ 17:00	1.0h			

### 【一般事項】

- 1 全ての科目を受講し、学科及び実技試験の合格した者に修了証を交付します。
- 2 開講時刻に遅刻した者は受講を認めません。講習の途中で退席等欠講した者は以降の受講は認めません。
- 3 受講中、講師の指示に従わない者、受験に不正があった者、他の受講者に迷惑な行為のあった者は採点の結果の如何に拘らず不合格とします。
- 4 受講中は携帯電話の使用、喫煙、飲食を禁止します。
- 5 講習開始前、点呼を取り出欠を確認します。
- 6 講師は(一社)日本クレーン協会長野支部の登録講師から指名します。

講習会場	講習開始日	※実技日 (協会記入)
	月日	月日

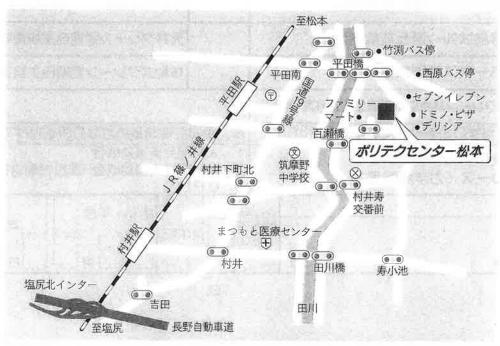
※受付 諏訪労働基準協会

※受付年月日

 $\Box$ (一社)諏訪労働基準協会

믕

			月	В	月	B	ō	再省?	<b>文</b> 譲	中心	<b>雪</b>			0266-22-2032 0266-22-2067	
講習名(受講する講習の左枠に〇印を記入してください。)															
	玉掛け技能講習									小型移動式	小型移動式クレーン運転技能講習+玉掛け技能講習セット講習				
		床上操作式クレーン運転技能講習									玉掛け技能	玉掛け技能講習+クレーン運転業務特別教育セット講習			
		小型移動式クレーン運転技能講習									天井クレ	天井クレーン定期自主検査者安全教育			
		フルハーネス特別教育									移動式ク	移動式クレーン定期自主検査者安全教育			
移動式クレーン業務従事者安全衛生教育(再教育)															
Α	A 一般コース 1 人材開発支援助成金 2 人材開発支援助成金 2 人材開発支援助成金 (建設学働者は能実習コーフ)														
氏名	6 (	リガナ  日姓   <b>〒</b>				)		)	・・ 旧姓等 希望者は の口内は 点を記え ださい	おおいて		) 平成  月  )	    	修了証写真貼付 縦3cm×横2.4cm 正面(胸より上) 6か月以内撮影 (FAX時写真不要)	
現住所 携帯 ( )															
<b>※</b> (	固人で	受講	の場合	は、	以下事	業所の	の記入は	不要で	す。						
事し	名称	防								担当部署担当者名	フリガナ				
業	5C <del>/-</del> +	1	Ŧ	-			)			ī	連絡先TEL		(	) =	
	所在均	B									連絡先FAX	(	(	)	
※一部免除者等所持修了証コピー貼付欄(右欄資格いすれか一種類) ※天井クレーン定期自主検査者安全教育、移動式クレーン定期自主検査者安全教育、フルハーネス特別教育受講者は貼付不要です。 ②床上操作式クレーン運転技能講習修了証 ③小型移動式クレーン運転技能講習修了証 ④クレーン・デリック運転士免許証(天井クレーン) ⑤移動式クレーン運転士免許証 クレーン協会 会員・非会員															
※ 講習名及び受講者氏名のみ記載のうえ切り離さずご提出して下さい。 															
受!	講番		※受付 ፤	諏訪協		뮹		(				) 6	 受講票		
(クレー	·ン協会	[22]	≖≣	華老	4							tre-	/ <del>   </del> -	松木。諏訪。日田	



## 交通アクセス

■JR ··················· 平田駅から徒歩 20 分

■アルピコバス …… (寿台線) 竹渕停留所から徒歩 10 分 西原停留所から徒歩5分

# ポリテクセンター松本

〒399-0011 松本市寿北7-17-1